

## 平成 31 年度税制改正(地方税)の概要について

### 1. 車体課税の見直し

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源

移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げにあわせ、自動車の取得時の負担感を緩和するため、環境性能割の税率を1%分軽減する。

#### ◎ 自動車税の税率引下げ (恒久減税)

令和元年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車 (登録車) から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。

なお、軽自動車税の税率は、変更しない。

税率区分	~1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超~
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

#### <地方税財源の確保>

- (1) エコカー減税 (自動車取得税・自動車重量税) の軽減割合等の見直し
- (2) グリーン化特例 (軽課) の大幅見直し
- (3) 自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し
- (4) 都道府県自動車重量譲与税制度の創設 (自動車重量税の譲与割合の引上げ)
- (5) 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

#### ◎ 環境性能割の臨時的軽減

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車 (登録車及び軽自動車) について、環境性能割の税率を1%分軽減する。これによる地方税の減収は、全額国費で補てんする。

[登録車]		[軽自動車]	
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減
非課税	非課税	非課税	非課税
1.0%	非課税	1.0%	非課税
2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
3.0%	2.0%		

1

## 2. 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策

### ◎ 自動車に係る措置

- 「1 車体課税の見直し」のとおり。

### ◎ 住宅に係る措置

- 現行の住宅ローン控除制度（住宅の取得をし、平成26年4月から平成33年12月までの間に居住の用に供した場合10年間控除するもの）について、平成31年10月から平成32年12月までの間に居住の用に供した場合の、所得税の住宅ローン控除の控除期間が10年から13年に延長された。
- 延長された控除期間（11年目～13年目）において、所得税額から控除しきれない額がある場合は、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%）の範囲内において、個人住民税額から控除する。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

## 3. 森林環境税・譲与税（仮称）の法制化【国税】

平成30年度税制改正で決定された以下の具体的内容について法制化する。

### ◎ 森林環境税（仮称）の創設（平成36年度から課税）

納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を課する国税
賦課徴収等	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収し、都道府県を經由して交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

### ◎ 森林環境譲与税（仮称）の創設（平成31年度から譲与）

譲与総額	森林環境税（仮称）の収入額（全額）に相当する額
譲与基準	市町村には、総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分 ○本市への譲与見込額：約1.4億円（平成31年度予算案）
使途	今後本格化する学校建替事業の財源として活用